

生活支援サービス提供に関する契約書

入居者 (以下「甲」という。)と 社会福祉法人隆山會 (以下「乙」という。)は、生活支援サービスを乙が提供することについて、次のように契約を締結します。本契約書は、特定施設（介護予防）入居者生活介護を契約している入居者以外を対象とします。

(契約の目的)

第1条 乙は、甲の有する能力に応じ、高齢者の方が元気に安心して生活を送ることができるように支援することを目的として、サービス（介護保険適用外）を提供するものとし、甲は、その対価を支払うものとし、

(サービスの内容および提供)

第2条 乙は、前条により各種サービスを提供します。各種サービスの内容は「重要事項説明書」のとおりです。

- 2 甲は、基本サービスとして、次の各号のサービスを受けることができます。
 - ① 安否確認・生活相談サービス
 - ② 緊急時対応サービス
 - ③ フロントサービス
 - ④ 健康相談サービス
- 3 甲は、選択サービスとして、次の各号のサービスを受けることができます。
 - ① 食事提供サービス
 - ② 諸代行
 - ③ 不在時のサービス
 - ④ 理美容
 - ⑤ その他
- 4 乙は、本条の各種サービスの提供にあたり、各種サービスの提供方法について説明を行います。
- 5 乙は、甲が乙の提供する当該サービスに代えて、乙以外の者が提供するサービスを利用することを妨げないものとし、
- 6 甲が第2条の第2項及び第3項に定めるサービス以外を希望する場合には、乙と協議の上、決定するものとし、

(サービス利用料金)

第3条 甲は、乙に対して、この契約に基づいて提供するサービスの利用料として、乙が定める利用料の額を、支払うものとし、

- 2 1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払額は、利用月の月日数に基づいた計算金額とします。

- 3 乙は、甲に対して提供されたサービスの内容に基づき、甲が支払うべき利用料金の内訳やサービス区分等を記載した請求書を送付します。
- 4 乙は、翌月 10 日までに請求後、甲はその金額を 25 日までに銀行振込で支払うものとします。ただし、乙が高齢者専用賃貸住宅豊かな里が指定する銀行に預金口座を設け、乙から申出があった場合、乙は口座振替によって支払うものとします。

(利用料金の変更)

第 4 条 乙は、消費者物価指数・雇用情勢・その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合は、利用料金を改定します。

(証明書の交付)

第 5 条 乙は、この契約に基づくサービス利用料金の支払を受けたときは、甲の求めに応じてサービス提供証明書を交付します。

(契約の終了)

第 6 条 この契約は、次の各号に該当するときは終了します。

- (1) 甲が死亡したとき
- (2) 入居契約が終了したとき
- (3) 第 7 条、第 8 条に基づきこの契約が解約又は解除されたとき

(契約解除)

第 7 条 乙は、甲の行動が他の利用者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、通常の方法ではこれを防止することができず、この契約を将来にわたり継続することが社会通念上困難であると考えられる場合には、次の手続きを実施して、この契約を解除できるものとします。

- (1) 一定の観察期間を設けること
 - (2) 医師の意見を聴くこと
 - (3) 甲本人の意思を確認すること及び連帯保証人の意見を聴くこと
 - (4) 契約解除の通告に 30 日の予告期間をおくこと
- 2 乙は、甲が次に掲げる義務に違反した場合において、乙が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されなるときは、本契約を解除することができるものとします。
- (1) 甲が第 3 条に定める利用料金の支払を 2 ヶ月以上怠った時
 - (2) 甲またはその家族等がこの契約を継続し難い程の背信行為を行った時

(甲の中途解約)

第 8 条 甲は、次の事由に該当した場合は、この契約を解約することができます。この場合は、甲又は身元引受人は、書面により通知するものとします。

- (1) 乙が正当な理由もなくサービスを提供しない時

- (2) 乙が守秘義務に違反した時
- (3) 乙が甲やその家族等に対し社会通念を逸脱する行為を行った時

(契約終了時の精算)

第9条 乙は、この契約が終了した場合において、甲がすでに受けたサービスの利用料金を契約終了日から1ヶ月以内に精算するものとします。その際、1ヶ月に満たない期間のサービスの利用料金の支払額は、利用月の月日数に基づいた計算金額とします。

(守秘義務)

第10条 乙は、個人情報の保護に関する法律の定めるところに従い、正当な理由なしに、この契約に基づくサービスを提供するうえで知り得た甲及び家族等に関する情報を漏らしません。この契約が終了した後も同様とします。

2 乙は、甲及びその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等に個人情報を用いません。

(連帯保証人・身元引受人)

第11条 連帯保証人は、本契約から生じる債務を負担しなければならない。身元引受人は、甲が病気、死亡等の場合に、乙からの連絡、相談等に応じ適切な対応を行なう。

(苦情処理)

第12条 乙は、この契約に基づくサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設けます。

2 乙は、前項による苦情申し立てがなされた場合、これに対して迅速かつ適切な対応に努め、甲にこれを理由とした差別待遇は行いません。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約に基づくサービスを提供するにあたり、乙の責に帰すべき事由により甲の生命・身体・財産に損害が生じた場合には、損害を賠償します。

(協 議)

第14条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、誠意を持って協議し、解決するものとします。

(合意管轄裁判所)

第15条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を起提する必要がある時は、本物件の所在地を管轄する地方裁判所を第一管轄裁判所とします。

(契約の定めのない事項)

第 16 条 この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、甲及び甲の身元引受人、乙が誠意をもって協議し、解決を図ります。

以上の契約を証するため、本書 2 通を作成し、各自が記名押印し、それぞれ 1 通を保管するものとします。

平成 年 月 日

入居者（甲） 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人兼連帯保証人

住所 _____

氏名 _____ 印

事業者（乙） 住所 日野市豊田 1 丁目 22 番地の 2

氏名 社会福祉法人 隆山會
理事長 清水 隆 印

別表

基本サービス

(1) 安否確認・生活相談サービス

- イ. 日常生活での困りごとや心配ごと
- ロ. 介護保険サービスや地域のサービスについての情報提供
- ハ. 食事や外出、ゴミ収集の機会を利用して安否を確認いたします。ご利用者様の希望により居室に伺い状況を確認いたします。

(2) 緊急時の対応サービス

- イ. 突発的な事故、体調の急変時には状態を確認し、救急車の要請、医療機関への連絡、ご家族への連絡など必要な対応をします。
- ロ. 夜間共有部分の巡回

(3) フロントサービス

- イ. 不在時にフロントで宅配便預かり帰宅時渡し
- ロ. 不在時に郵便物預かり帰宅時渡し
- ハ. 不在時の来訪者の受付、不審者への対応

(4) 健康相談サービス

- イ. 健康に関する相談（健康に関するアドバイスや必要に応じて医療機関についての情報提供など）

選択サービス（有料）

食事の提供や買い物代行、部屋の掃除、不在時の部屋の換気、植物への水やりなどのサービスを有料で提供いたします。

(1) 食事提供

(2) 諸代行（買い物・送迎等、重要事項説明書別表2. 選択サービス一覧表に定めています。）

(3) 不在時のサービス（旅行等の不在時に、住戸の換気・植物への水やり等を行います。）

(4) 理美容

(5) その他 併設の特別養護老人ホーム豊かな里と合同で行事やクラブ活動を実施しています。